別紙１

総務省　地デジチューナー支援実施センター
(株式会社エヌ・ティ・ティ　エムイー　内)

簡易な地上デジタルテレビ放送対応チューナーの一般競争入札について

簡易な地上デジタルテレビ放送対応チューナー（以下「チューナー」といいます。）について、下記のとおり一般競争入札に付します。

記

１　入札対象

（１）アナログテレビに接続することにより、地上デジタルテレビ放送のみを視聴可能とする次のチューナーを対象とします。

メーカー名	型　番	態　様
㈱バッファロー	DTV-MIC110	①　新品（②以外のもの） ②　新品同様（送付箱等を開封したものや送付箱等が汚損しているものの、内容物は新品であるもの）
㈱ピクセラ	PRD-BT106-PM1	
㈱アイ・オー・データ機器	SO-T2SD	

【注】態様②のものは、内容品の不足や機能への影響はありません。

（２）チューナーの仕様等については、別紙２／チューナーの仕様等を参照してください。

２　引渡方法

落札者からのチューナーの代金及び配送に要する経費の支払いを確認後、落札者が指定する場所へ配送します。

【注】チューナーの代金及び配送に要する経費には消費税及び地方消費税相当額を含みます。以下同じとします。

３　引き取り期限

チューナーの代金及び配送に要する経費の支払後、30 日以内とします。

４　現品確認

チューナーの現品確認を希望する場合は、次の事項を明記のうえ、入札期間内に「15　本件に関するお問い合わせ先」にＥメールで申し込んでください。

①　法人の場合　　　　　　法人名、部署名、担当者氏名、連絡先、現品確認希望日

②　個人の場合　　　　　　氏名、連絡先、現品確認希望日

5　一般競争入札の期間

平成 26 年５月 14 日（水）から当面の間

【注】１か月毎に月末を締切日とし、「14　その他」の承認を得る手続を行います。

6　競争参加資格

（１）当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

（２）次の各号の一に該当しない者であること。

①　公正な競争の執行を妨げた者、又は正当な事由無しに契約を履行しなかった者

②　落札後、契約を結ばなかった者、又は正当な事由無しに契約を履行しなかった者

③　当センターの業務を妨げた者

④　前各号の一に該当するため、当センターが不適当と認めた者を関与させた者

⑤　暴力団排除対象者（別紙３　１及び２のいずれかに該当する者）

7　競争参加方法

競争に参加する者は、「８　競争参加書類一式」（１部）を「15　本件に関するお問い合わせ先」に一般書留又は簡易書留を利用して郵送してください。

【注】①　不着防止の観点から、発送と同時に、「15　本件に関するお問い合せ先」にＥメールで競争参加書類一式を発送した旨を連絡してください。

②　競争参加資格確認書兼申請書（様式１）に記入する価格は、消費税及び地方消費税相当額を含まない額としてください。

8　競争参加書類一式

（１）競争参加資格確認書兼申請書（様式１）

（２）住所証明書等

①　法人の場合　　法人登記簿謄本又は登記事項証明書、及び印鑑証明書（応募する月から起算して３か月以内に発行されたもの）

②　個人の場合　　住民票の写し、及び印鑑証明書（応募する月から起算して３か月以内に発行されたもの）

【注】各１部とします。

（３）チューナーの活用計画書（様式任意）

【注】落札したチューナーをどのように活用するか具体的に記入してください。

9　競争参加条件

入札台数は、次の台数以上である必要があります。

（１）落札者がチューナーを第三者へ譲渡・交換・担保を行う場合

ア）イ）以外の場合

メーカー名	型番	台数（台）
㈱バッファロー	DTV-MIC110	14,400
㈱ピクセラ	PRD-BT106-PM1	6,400

【注】SO-T2SD を希望する場合は、応募前に「15　本件に係るお問い合せ先」に連絡してください。

イ）落札者が譲渡を行った相手が、再び、第三者に譲渡・交換・担保を行わず市場に流通しないと当センター（当社）が判断する場合

メーカー名	型　番	台数（台）
㈱バッファロー	DTV-MIC110	1
㈱ピクセラ	PRD-BT106-PM1	1
㈱アイ・オー・データ機器	SO-T2SD	1

（２）落札者がチューナーを第三者へ譲渡・交換・担保を行わない場合

メーカー名	型　番	台数（台）
㈱バッファロー	DTV-MIC110	1
㈱ピクセラ	PRD-BT106-PM1	1
㈱アイ・オー・データ機器	SO-T2SD	1

【注】譲渡　：　所有者の変更　交換：他人の所有する他の財産との交換
担保　：　担保権の設定

10　質問受付

入札に関する質問は、様式２／質問票に質問事項を記入の上、「15　本件に関するお問い合せ先」にＥメールで送信してください。質問に対する回答は、指定された連絡先にＥメールで送信します。

11　評価の方法

（１）競争参加者から郵送された競争参加書類一式に基づき評価します。
（２）「１　入札対象」（１）表中のチューナーの型番及び態様毎に譲渡先を決定します。
（３）有効な入札を行った者のうちから、当センター（当社）が定める予定価格以上の最高価格をもって応札をした者を、第一順位の譲渡先とします。ただし、同価格で応札した者が複数あった場合は、チューナーの希望台数の多い者を上位の順位の譲渡先とします。
（４）（３）の譲渡先の希望台数が、当センター（当社）の譲渡予定数に満たない場合は、二番目に高い価格で応札した者を（３）の譲渡先の次の順位の譲渡先とし、以下、譲渡予定数に達するか有効な応札をした者がなくなるまで同様とします。この場合、同価格で応札した者が複数あった場合の扱いは、（３）のとおりとします。

12　入札の日程

①　締切日／書類提出期限　　毎月の最終平日まで（必着）です。期限は厳守してください。
②　結果仮通知　　締切日から起算して 10 日後（10 日後が平日でない場合は直

後の平日）までにＥメール等で通知します。なお、通知対象者は、「９　競争参加条件（１）ア)」の場合の競争参加者のみとなります。

③　結果通知　　　締切日の翌月下旬以降、個別に通知します。

13　注意事項

（１）競争参加者は、別紙３／暴力団排除に関する誓約事項に誓約したものと見做します。また、虚偽の誓約をした場合、又は誓約に反することとなった場合は、応札を無効とし、又は契約を締結しないものとします。

（２）競争参加資格が虚偽だった場合、又は競争参加資格に該当しなくなった場合は、応札を無効とし、又は契約を締結しないものとします。

（３）競争参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を禁止します。

（４）希望台数によっては、チューナーの種別（型番）が混在する場合があります。

（５）チューナーは本支援事業（「14　その他」参照）に特化した仕様の外観等（※１）としていることから、「９　競争参加条件」中の（１）ア）の場合は、譲渡・交換・担保に先立ち、自身の責任においてチューナーメーカーと対応し、特化した仕様を改修する必要があります。チューナーメーカーとの対応が合意に至り、落札の旨の結果通知を受け取った後に、当社と売買契約を締結し、その後改修を実施してください。チューナーメーカー対応の当事者であることを明確にするために結果仮通知を実施します。
　また、チューナーメーカー対応は、結果仮通知の日から起算して４週間以内に完了させてください。なお、改修に係る経費については、改修開始前にチューナーメーカーに支払う必要があります。

（※１）型番、転売禁止表示、取扱説明書、保証期間、個装箱、問い合わせ対応等
【注】改修期間は、１ケ月程度必要となります。

（６）「９　競争参加条件」中の（１）イ）の場合、及び（２）の場合は、チューナーの特化した外観等の改修は必要ありませんが、チューナー（Ｂ－ＣＡＳカード等の付属品を含みます。）が市場に流通しないよう適切に管理してください。

（７）Ｂ－ＣＡＳカードの使用・管理等においては、Ｂ－ＣＡＳカード使用許諾契約約款の内容を遵守してください。

（８）取扱説明書等には３年間と掲載していますが、これにかかわらずチューナーのメーカー保証期間はありません。修理が必要な場合はメーカーと対応（有償）してください。

（９）結果仮通知後に譲渡を辞退する場合は、速やかに連絡してください。

（10）競争参加により知り得た情報について、当センター（当社）の事前の書面による承諾なくして第三者に開示できないものとします。

（11）郵送された書類等は返還できません。

（12）提供された個人情報は、「簡易な地上デジタルテレビ放送対応チューナーの一般競争入札」に関する問い合わせ、質問回答、結果仮通知、結果通知及びチューナーの配送のために使用します。質問及び応札に際しては、提供された個人情報の利用目的、及

び本ホームページに掲載している株式会社エヌ・ティ・ティ　エムイーが定める「お客様情報に係るプライバシーポリシー」を確認・同意のうえ、質問及び応札してください。なお、同意いただけない場合は、質問及び応札は受け付けできません。

(13) 入札により取得したチューナーを国外に持ち出す場合、あるいはチューナー等のうちプログラム等の技術を外国において提供し（技術情報が記載、記憶された文書、図面又は記憶媒体の国外持ち出し、及び電気通信による技術情報の国外送信を含む）、又は非居住者に提供する場合は、経済産業大臣の輸出許可を取得するなど、関連法規に基づく、適正な手続きを自らの責任で行って下さい。

(14) チューナー又はその技術を（13）以外に提供する場合、チューナー又はその技術の違法輸出を予防するために、契約書・取扱説明書等にその旨明記する等の措置を取ってください。

14　その他

チューナーは、総務省の受信機器購入等支援事業のために補助金により取得した財産であるため、落札者への引き渡しに際しては、当センターにおいて「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第 22 条（財産処分の制限）の規定に基づく承認手続が必要となります。

15　本件に関するお問い合せ先

総務省　地デジチューナー支援実施センター

担　　当　中島、齋藤

所 在 地　〒160-0023　東京都新宿区西新宿４-34-７

電　　話　03-5333-2290

Ｅメール　tuner-jyouto5217@ml.ntt-me.co.jp

以上